公職選挙法の 部を改正する法律案 新旧対照表

〇公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)

第十五条 定める。 ても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町 村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。 村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。 県の議会の議員の定数をもつて除して得た数 の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし 市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村 るときは なければならない。 (地方公共団体の議会の議員の選挙区) 前項の選挙区は 人当たりの人口の半数に達しないときは、 「議員一人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにし の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつ の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であ 都道府県の議会の議員の選挙区は、 当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。 この場合において、 その人口が当該都道府県の人口を当該都道府 改 正 案 一の市の区域の人口が議 一の市の区域 (以下この条におい 隣接する他の市町 条例で の 3 4 2 第十五条 る。 も議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡 の議員の定数をもつて除して得た数 ている場合における前三項の規定の適用については、 市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。 郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない の人口」という。)の半数に達しないときは、 又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができ 第一 (地方公共団体の議会の議員の選挙区) 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会 の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断され 一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが 項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつて 都道府県の議会の議員の選挙区は、 現 行 (以下本条中 (傍線部分は改正部分) 郡市の区域による。 条例で隣接する他の 「議員一 当該各区域 人当り

2

4

3

員一

5 については、 区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用 いて同じ。)の区域が二以上の衆議院 市 以 下 の 市町 「指定都市」 村 当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。 地 方自治法第二百五十二条の十九第一 という。) にあつては、 (小選挙区選出) 区。 以下この項にお 項の指定都 議員の選挙 5

いては、区の区域をもつて選挙区とする。ただし、指定都市につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市につ

6

市町村は、

特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につ

8 [略]

て、当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合においおける市の区域(市町村の区域に係るものを含む。)は、当該指定9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合に

除き、

区の区域を分割しないものとする。

地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とす

る。

は、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。での規定の適用(前項の規定の適用がある場合を含む。)について区に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項まの一の郡市の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙

い。

交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合にお

8 [略]

〔新設〕

10

略

(選挙

区

0

選

挙期間

中

0

特

第十五条の二 略

2 3 略

4 県 その 前 条第 の 都 境界に 選挙の 道 府県の 項 から わ 期日までの 議会の たるもの 第五項までの規定に 議員 を除く。 間におい 0 選挙の て 市 が 期 あつて か 町 日の告示がなされ かわらず、 村の区域の変更 ŧ 当 「該選挙 当該選挙につ た日 (都 文は、 道 か 府 5

都 道 府 県 0 議 会の 議員の 選 挙 区 0) 特 例

41

7

は、

変更し

ないものとする

第二 百七十 [削る]

得 府 た数の 五 県 議 昭 条第 の 会 和 の議 人 兀 半 \Box 十 を当該 項前段の規定にか 数に達しなくなつた場合にお 員 の 年 選 月一 都道府県の 挙 区につい 日 現 在におい ては、 かわらず、 議会 0) 議 当該区域の人口 て設けられてい 員 当該区域をもつて 41 0 ても、 定数をもつて除 当分の間 「が当該 る都 道 し 都 府 選 第 て 道 県

0

挙 区

を設けることができる。

9

略

第十五条の二 略

(選挙

区

0)

選挙期

間

中

0

2 3 略

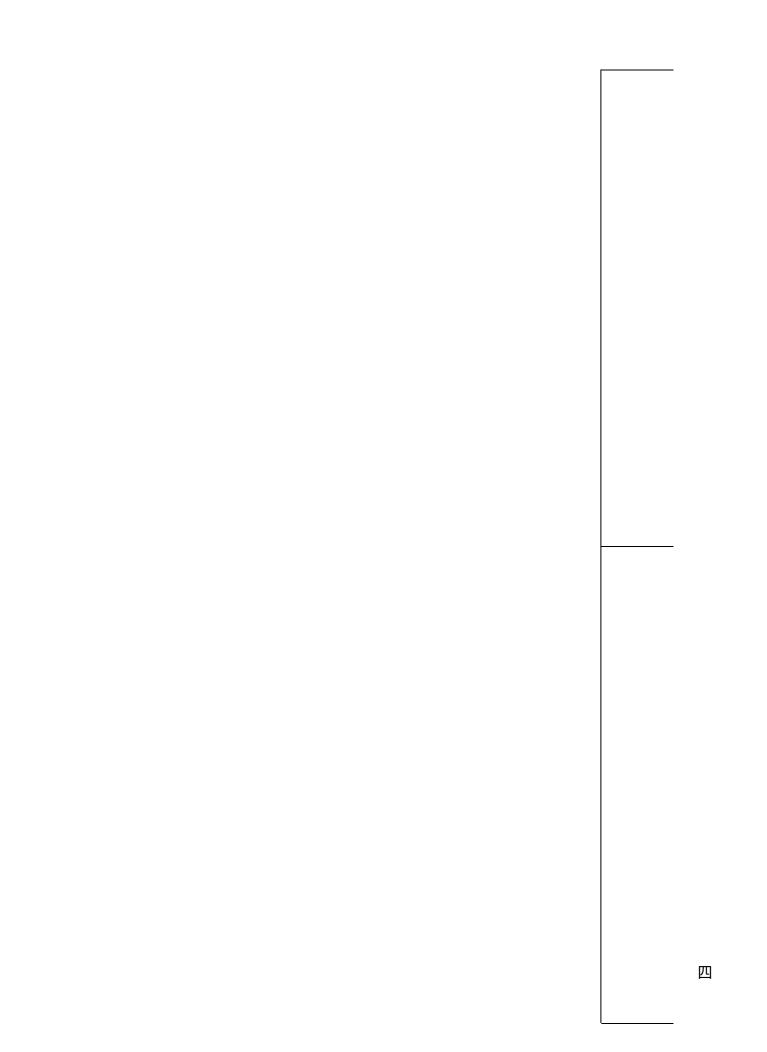
4 ては、 条 第 その 0) 境界に 都 選挙の 道 変更しな 項から第 府県の議会の議 わ たるも 期日 <u>Fi</u>. までの間において郡市の 11 も 項までの規定にかかわらず、 のを除く。 のとする 員 の 選挙 が の あつて 期日 0) 告示 ŧ 区 域 当 0 が 変更 当該選挙につい 該選挙区は、 なされた日 (都道府 か 県 ら 前

、都道府県の 議 会 0) 議 員 0 選 学区 0 特例

第二 第三 百七十 一項中 郡とあ 条 第十五 るのは 条第 都においては支庁の所管区域を含み 項 から第五 項 まで及び第十 Б. 条の

道においては支庁の所管区域とする。

2 得た数 府県の 選挙区を設けることができる。 0 十五条第 議会の議員 昭 和四 0 人口を当 半数に達しなくなつた場合におい + 一項の規定にかかわらず、 年 の 該都道府県の 選挙区については、 月一日現在において設けられてい 議会の 当該区 議 条例で当該区域をもつて 員 0 ても、 定数 域 の 人口 をもつて除 当分の る都 が当該都 間 道 して 府県 第 道



れ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議	ぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の
第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞ	条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それ
て選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条	いて選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五
域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区におい	区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区にお
2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区	2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた選挙区の
区を設けることができる。	を設けることができる。
前属していた郡市の区域。次項において同じ。)を合わせて一選挙	していた選挙区の区域。次項において同じ。)を合わせて一選挙区
が当該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従	該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属
ととなる当該合併市町村の区の区域及びその区域の全部又は一部	が従前属していた選挙区の区域及びその区域の全部又は一部が当
関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこ	区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区の区域
(指定都市である合併市町村にあっては、指定都市であった合併	ては、指定都市であった合併関係市町村以外の合併関係市町村の
ることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域	従前属していた選挙区の区域(指定都市である合併市町村にあっ
の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によ	り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が
われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会	れる当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限
定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行	より、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙さ
は、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規	一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところに
おいて、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるとき	に関して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第
第二十一条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合に	第二十一条 市町村の合併に際して都道府県の議会の議員の選挙区
(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)	(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)
現行	改正案

略

会の議員の数の合計数とする。